

携帯電話基地局等の無線局免許手続の更なる 迅速化・効率化に向けた関係規定の整備

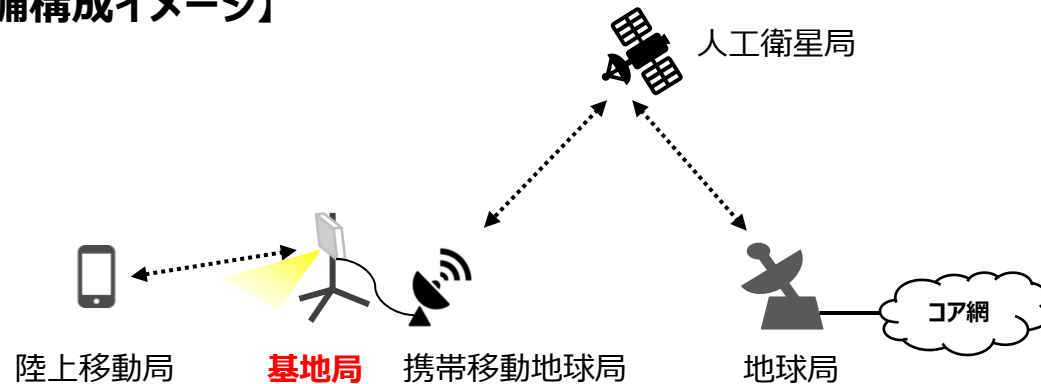
令和 8 年 8 月
総務省
移動通信課

1. 可搬型基地局に係る制度整備

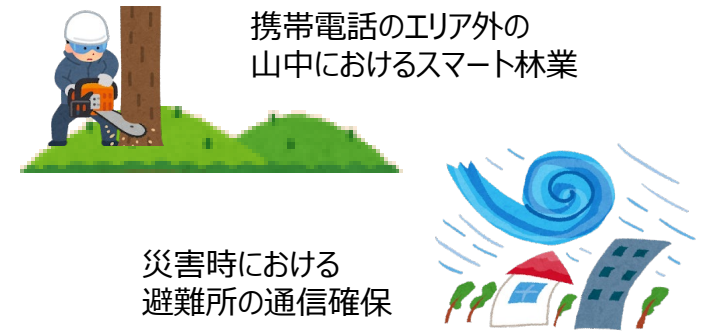
可搬型基地局の概要

- エントランス回線に衛星通信を用いた小型かつ持ち運び可能な基地局（以下「可搬型基地局」という。）。
- 携帯電話サービスのエリア外の地域において、一時的なエリア化（音声呼を含む。）を簡易に実現できる。

【設備構成イメージ】



【利用イメージ】



情報通信審議会 一部答申

「情報通信審議会 一部答申(社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方)」(令和8年7月)(抜粋)

(3) 考え方

本委員会における議論を踏まえ、総務省において、携帯電話の免許制度について、次の事項に取り組むことが適当である。

①可搬型基地局の活用によるエリア外等における通信環境の確保

(略)。その手段の1つとして、持ち運びが可能で柔軟な設置・運用を行うことができる基地局（可搬型基地局）は、携帯電話サービスのエリア外となっている地域において、一時的なエリア化を簡易に実現できることから有用である。

可搬型基地局について、混信防止対策に留意しつつ、利用ニーズに応じて柔軟に設置・運用することができるよう、免許人以外の者による無線局の簡易な操作・運用に関する特例の適用や包括免許の届出手続の見直しを含め、必要な制度整備を行うことが適当である。

制度整備の概要

- 可搬型基地局には、これまで主に宅内向けの小型基地局として利用されてきた**フェムトセル基地局**を使用。
- フェムトセル基地局と同様、**無線従事者**ではない利用者が**操作・運用**することも想定し、**無線従事者以外の者**による簡易な操作の特例や、**免許人以外の者**による簡易な操作による無線局の運用の特例を適用。

【無線設備】

- ・ 無線設備は、**フェムトセル基地局の技術基準を適用**。
- ・ フェムトセル基地局と同じく、**空中線電力を一定（100mW等）以下に制限**。



フェムトセル基地局の技術基準に適合する無線設備を使用

【無線設備の操作・運用】

- ・ フェムトセル基地局と同様、**無線従事者以外の者**による簡易な操作を可能とする。
- ・ また、フェムトセル基地局と同様、免許人以外の者による簡易な操作による無線局の運用の特例を適用。



利用者が電源のオンオフ等の簡易な操作を行うことができる

【包括免許の適用】

- ・ 利用ニーズに応じて柔軟に設置することができるよう、**包括免許を適用**。
- ・ 包括免許に基づく基地局の開設又は変更の届出事項は、**フェムトセル基地局と同じとする**。



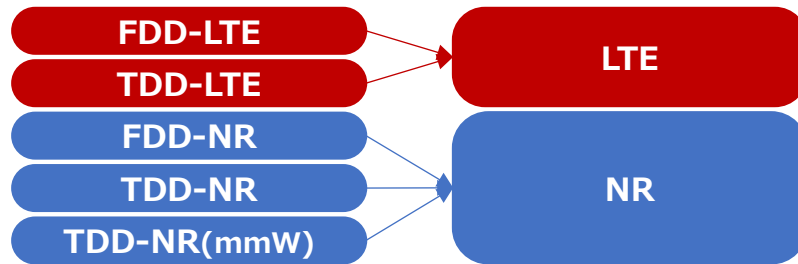
包括免許に基づき開設する無線局については事後届出（15日以内）

2. その他の主な制度改革

陸上移動局の無線設備の規格の整理（省令改正）

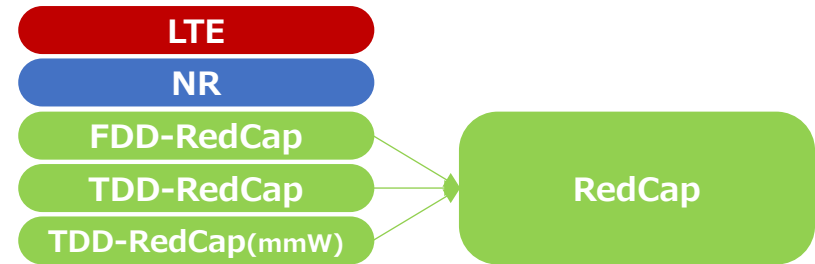
- 電波法第27条の2により、包括免許は、省令で定める**特定無線局の無線設備の規格を同じくするものごと**に取得。
- 携帯電話の陸上移動局について、特定無線局の無線設備の規格の数が増加するとともに、その組合せも増加していることから、**同一の包括免許により多様な携帯電話端末を運用できるよう、特定無線局の無線設備の規格を整理**。

（参考）令和7年度の制度改正



- 令和7年度の省令改正において、一般的な携帯電話端末向けの**特定無線局の無線設備の規格を5規格から2規格に整理**し、その組み合わせごとに取得される**包括免許の取得パターンを最大31通りから最大3通りに整理**

【今回の制度改正】



- IoT端末では、RedCap、LTE又はNRを組み合わせるケースもある
- **特定無線局のうちRedCapの無線設備の規格を3規格から1規格に整理**し、RedCap、LTE又はNRを組み合わせるケースについて、**包括免許の取得パターンを最大31通りから最大7通りに整理**

【参考】「情報通信審議会 一部答申(社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方)」（令和8年7月）（抜粋）

（3） 考え方

本委員会における議論を踏まえ、総務省において、携帯電話の免許制度について、次の事項に取り組むことが適当である。

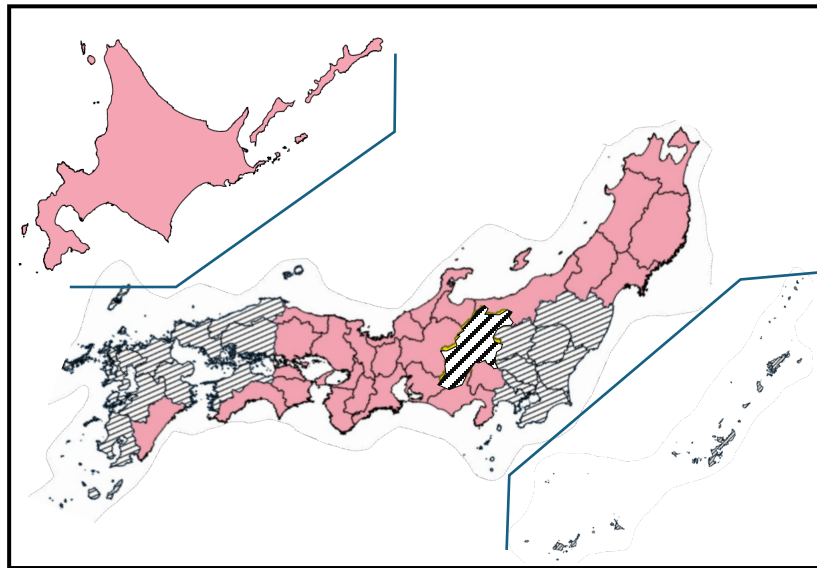
②高周波数帯（Sub6・ミリ波）の基地局の柔軟・迅速な整備等

（略）。このほか、IoT向けのRedCapをはじめ、携帯電話端末の無線設備の規格が増加していることを踏まえ、同一の包括免許により多様な携帯電話端末を運用できるよう、陸上移動局の包括免許の在り方について必要な見直しを行うことが適当である。

包括免許の適用範囲の拡大（告示改正）

- 携帯電話と衛星通信で周波数を共用しているSub6帯（3.7～4.0GHz帯）について、事業者間協議により、干渉対策が必要なエリアの一部見直し（都道府県単位⇒市町村単位）が行われたことから、それに伴い、包括免許に対象地域に関する告示（令和7年総務省告示第310号）を改正し、包括免許の対象地域の見直しを行う。

【現在の包括免許の対象地域（3.7～4.0GHz帯）】



干渉調整エリア内 = 屋内等のみ包括免許



干渉調整エリア外 = 包括免許の対象地域



都道府県単位から市町村単位に見直すことにより、
東京23区のうち10区、横浜市などを含む291市区町村※
が新たに包括免許の対象地域となる。

※ 神奈川県川崎市及び相模原市にあつては、一部行政区を除く。

【参考】「情報通信審議会 一部答申(社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方)」（令和8年7月）（抜粋）

（3） 考え方

本委員会における議論を踏まえ、総務省において、携帯電話の免許制度について、次の事項に取り組むことが適当である。

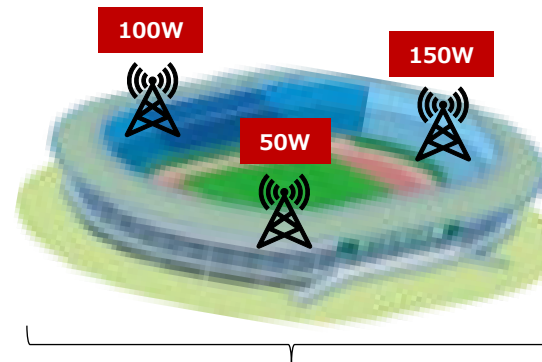
②高周波数帯（Sub6・ミリ波）の基地局の柔軟・迅速な整備等

高周波数帯を使用する基地局について、免許手続の効率化や通信需要に応じた柔軟・迅速な設置・変更・運用の確保に向け、今後、価額競争により割り当てられる 26GHz 帯について包括免許の適用を検討するとともに、現在既に割り当てられている高周波数帯等について、混信防止対策に留意しつつ、包括免許の対象の更なる拡大を検討することが適当である。

5G基地局の空中線電力の指定方法の明確化（審査基準改正）

- 5G基地局について、大規模施設等において同一の場所に複数の無線設備を設置するケースが増加。
- 1の5G基地局が複数の無線設備を有する場合には、**それらの無線設備の空中線電力の中から最大の値をその5G基地局の空中線電力として指定**することを明確化。

【改正内容の概要】



- ・ 同一の設置場所（住所）の場合には、1つの基地局として扱われる
- ・ この場合に、5G基地局の空中線電力を、各無線設備の空中線電力の総和ではなく、**最大値を指定**することを明確化（上記図の場合には5G基地局の空中線電力は150W）

【参考】「情報通信審議会 一部答申(社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方)」（令和8年7月）（抜粋）

（3） 考え方

本委員会における議論を踏まえ、総務省において、携帯電話の免許制度について、次の事項に取り組むことが適当である。

③ 5G基地局の空中線電力の指定方法の明確化

基地局の無線設備の形態や運用方法は、セクタアンテナやアダプティブアンテナの導入など、モバイルネットワークの高度化に伴って変化しており、それに対応して、基地局の空中線電力の指定方法についても適時適切に見直していくことが求められる。

5G基地局について、無線設備の形態や運用の実態を踏まえた適切な置局や操作が可能となるよう、一の5G基地局が複数の無線設備を有する場合（いわゆるマルチセクタ構造の場合）等における空中線電力の指定方法について、必要な明確化を行うことが適当である。